

8. 福祉用具・住宅改修

(1) 補装具費の支給

身体障がい者（児）及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、修理又は借受けに係る費用の一部を公費で負担します。

治療用として作成するものは医療保険から、労働災害による場合は労災保険から支給されます。また、介護保険の福祉用具貸与が利用できる方は、介護保険が優先となります。

■ 所得制限

対象者又は配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合には対象となりません。

※世帯の範囲は31ページを参照してください。

■ 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

■ 対象となる福祉用具 43ページ〈補装具一覧〉を参照してください。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。

(2) 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

■ 所得制限

対象者又は配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合には対象となりません。

※世帯の範囲は31ページを参照してください。

■ 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

■ 対象となる福祉用具 45ページ〈日常生活用具一覧〉を参照してください。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。

(3) 住宅改修費の助成

【重度障がい者（児）住宅リフォーム事業補助金】

心身に重度の障がいのある方の日常生活を容易にするため居住する住宅を改良する工事費用を助成します。

■ 対象者 次のいずれかに該当する方

- ・ 下肢・体幹・移動機能障がい1～2級の方
- ・ 療育手帳④の方

※所得制限がありますので、必ず改修前に相談してください。

過去に補助を受けている場合は申請できません。

■ 対象リフォーム

- ・ 住宅内外における移動を容易にする工事
- ・ 台所、浴室、便所等の使用を容易にする工事

■ 助成額

改修費用の3/4を助成します。（55万円を限度）

※工事内容により補助金限度額が異なり、改修費用の1/4及び55万円を超えた分は自己負担になります。また、介護保険や下記日常生活用具の給付を受けられる方は補助対象額より差し引かれます。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

【住宅改修：日常生活用具給付事業】

下肢機能等に障がいのある方の移動等を円滑にするため、設置に小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作補助用具の費用を助成します。

■ 対象者 次のいずれかに該当する方

- ・ 下肢・体幹・移動機能障がい1～3級の方
（特殊便器への取替えは上肢機能障がい2級以上）
- ・ 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのある方

※所得制限がありますので、必ず改修前に相談してください。

過去に補助を受けている場合は申請できません。

■ 助成額

原則として改修費用の9割を助成します。（20万円を限度）

※改修費用の1割及び20万円を超えた分は自己負担になります。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(4) 茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業

神栖市日常生活用具給付事業に該当しない方がストマ用装具を購入する場合、費用の一部を茨城県が負担します。

※必ず購入する前にご相談ください。

■ 対象者 次のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳交付申請中で、日常生活用具給付事業を利用できない方
- ・ 短期間でストマを閉鎖することが決まっている方

■ 補助金額 課税金額によって変動します。

■ 問合せ先

茨城県鹿行県民センター 県民福祉課 tel 0291-33-4110 fax 0291-33-3630

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844